

2025年度

# 人権相談所開設のお知らせ

毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、あるいは法律上どのようになるのかよく分からなくて困っていることはありませんか。

そのときは、法務局の「特設人権相談所」や市役所の「弁護士人権相談所」に気軽にご相談ください。

相談は無料で、内容についての秘密は厳守されますので、ぜひご利用ください。

津地方法務局松阪支局・松阪人権擁護委員協議会(電話53-1501 FAX53-1502)

松阪市役所人権・多様性社会課(電話53-4017 FAX26-4035)

## 【特設人権相談所開設日程表】

	本 庁	嬉野振興局	三雲振興局	飯南振興局	飯高振興局
開設場所	松阪市 産業振興センター	中原文化センター	ハートフルみくも スポーツ文化センター	飯南地域振興局	総合開発センター (◎林業総合センター ☆老人福祉センター で開催)
開設時間	9:00~12:00	9:00~11:30	9:30~11:30	13:00~15:00	10:00~12:00
	6月4日(水)	6月2日(月)	6月2日(月)	6月3日(火)	6月5日(木)
					◎8月7日(木)
	12月4日(木)	12月8日(月)	12月1日(月)	12月2日(火)	☆12月4日(木)
					3月5日(木)

## 【弁護士人権相談所開設日程表】

開設場所	松阪市役所 5階特別会議室			
開設時間	10:30~14:30 (休憩時間 12:00~13:30)			
開設日	4月17日(木)	5月15日(木)	6月19日(木)	7月17日(木)
	8月21日(木)	9月18日(木)	10月16日(木)	11月20日(木)
	12月18日(木)	1月15日(木)	2月19日(木)	3月19日(木)
定員等	※定員5人(先着順) ※受付は、開設日当日の市役所窓口受付開始時間(令和7年9月30日までは8:30、 令和7年10月1日からは9:00予定)から14:00まで人権・多様性社会課で行います。 5人になり次第終了させていただきます。(電話・FAX予約はできません。) ※お問い合わせは人権・多様性社会課へお願いします。			